

住居確保損害等の賠償に関する説明会における質疑応答 (9月25日(日)・原町生涯学習センター)

9月25日(日)に南相馬市原町生涯学習センターで行われました住居確保損害等の賠償に関する説明会における質疑応答について、主なものを紹介します。

Q 1 住居確保損害の賠償の請求受付期限はいつになるのか。

A 1 当面、請求受付に期限を設ける予定はない。

Q 2 外構・庭木設置費用は住居確保損害の賠償の算定対象となるのか。

A 2 賠償上限額の算定対象に含まれます。【資料1_P10】

Q 3 震災時に居住していた住宅の修繕費用と、移住先における新たな住宅の購入費用は、どちらも住居確保損害の賠償の対象となるのか。

A 3 移住を余儀なくされた区域以外（居住制限区域又は避難指示解除準備区域（大熊町・双葉町除く））にお住まいだった方は、ご選択（移住もしくは帰還）いただいた賠償上限額の範囲内で、移住および帰還の双方にかかる費用を賠償させていただきます。

Q 4 移住を余儀なくされた区域以外でも、移住する合理的な理由があれば移住にかかる賠償の請求は可能なのか。

A 4 請求書で合理的な理由があると申告していただければ、それを尊重します。【資料1_P6、資料3_P11】

Q 5 避難指示の解除時期が延びて、財物賠償の金額が上がった場合は、住居確保損害の賠償上限額も上がるのか。

A 5 避難指示の解除時期の見直しによる賠償上限額の変更はございません。

Q 6 事故後、子供と世帯分離した場合、移住先等で取得した住居の名義を避難前の住居の所有者ではない子供の名義とすることは可能か。また、その場合の賠償金の振り込み先はどちらの世帯になるのか。

A 6 移住先で取得した住居の登記名義については不問です。また、事故時点で同居していた場合、お子様の名義の領収書でも請求が可能です。

なお、お振り込み先は、避難前の住居の所有者（請求者）の口座となります。

Q 7 住居確保損害の賠償上限額について、土地と建物は別々に算定されるのか。

A 7 同一所在であれば、土地と建物それぞれの算定額を合算した上限額となります。

Q 8 元の住居では同じ場所に住宅と納屋を建てていたが、移住先では住宅と別の土地に、納屋や倉庫を建てる場合、その費用は住居確保損害賠償の対象となるか。

A 8 賠償の対象となります。【資料 2_P13】

Q 9 移住先の土地の価格が高いため、住居確保損害の賠償上限額を超えてしまうが、超えた分は賠償されないのか。

A 9 賠償上限額を超えた分は、賠償対象とはなりません。なお、移住先の宅地の再取得費用にかかる賠償可能金額の算定においては、福島県都市部（いわき、福島、郡山、会津若松、二本松、南相馬）の平均宅地単価41,000 円/m²を一律に用いております。

以上